

【対象の罪に関する詳細】

18 歳未満の者に対し、以下の罪を犯し、その罪に係る刑期の満了した日から5年
が経つまでに茨城県に住居を定める方は、県に届出をする必要があります。

1 不同意わいせつ罪(改正前 強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪)

⇒不同意わいせつ罪は、相手がわいせつな行為について同意していない(あるいは有効な同意がない)のに、体を触る、キスをする、自分の性器を触らせるなどの行為をした場合に成立する。わいせつとは、いたずらに性欲を興奮または刺激せしめ、かつ普通人の正常な性的羞恥心を害し善良な性的道義観念に反することをいう。

【不同意わいせつ罪に問われる場合】

(1) 以下の①～⑧のいずれかを原因として、被害者に同意しない意思を形成・表明・全うを困難な状態にさせる(又はそのような状態に乗じる)ことで、わいせつな行為をした場合

- ①暴行 又は 脅迫
- ②心身の障害
- ③アルコール 又は 薬物の影響
- ④睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在(例:不意打ち)
- ⑥予想と異なる事態との直面に起因する恐怖 又は 驚愕(例:フリーズ)
- ⑦虐待に起因する心理的反応(例:虐待による無力感・恐怖心)
- ⑧経済的 又は 社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
(例:祖父母・孫、上司・部下、教師・生徒などの立場ゆえの影響力によって、不利益が生じることを不安に思うこと。)

(2) わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせること、又は相手がそのような誤信をしていることに乗じることで、わいせつな行為をした場合

(3) わいせつな行為の相手が 13 歳未満である場合、又は相手が 13 歳以上 16 歳未満で、行為者が5歳以上年長である場合

※相手がわいせつな行為に同意したときでも不同意わいせつ罪になる

2 不同意性交等罪(改正前 強制性交等罪、準強制性交等罪)

⇒「不同意わいせつ罪」が性交・性交類似行為以外のわいせつ行為を対象としていることに対し、「不同意性交等罪」は性交や性交類似行為を対象としている。

【不同意性交等罪に問われる場合】

(1) 以下の①～⑧のいずれかを原因として、被害者に同意しない意思を形成、表明又は全うすることを困難な状態にさせる(又はそのような状態に乗じる)ことで、性交・性交類似行為をした場合

- ①暴行 又は 脅迫
- ②心身の障害
- ③アルコール 又は 薬物の影響
- ④睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在(例:不意打ち)
- ⑥予想と異なる事態との直面に起因する恐怖 又は 驚愕(例:フリーズ)
- ⑦虐待に起因する心理的反応(例:虐待による無力感・恐怖心)
- ⑧経済的 又は 社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
(例:祖父母・孫、上司・部下、教師・生徒などの立場ゆえの影響力によって、不利益が生じることを不安に思うこと。)

(2) わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせること、又は相手がそのような誤信をしていることに乗じることで、性交・性交類似行為をした場合

(3) 相手が13歳未満である場合、又は相手が13歳以上16歳未満で、行為者が5歳以上年長である場合

※相手がわいせつな行為に同意したときでも不同意性交等罪になる

3 監護者わいせつ、監護者性交等罪

⇒18 歳未満の子供に対し、その者を現に監護する者が、監護者であることに乗じて、わいせつ行為や性交等を行った時に成立する。

「監護」とは、民法に規定する監護権に基づくものである必要はなく、事実上 18 歳未満の者を監督し、保護する関係にあるのであれば、「現に監護する者」に該当する。

具体的には、以下①～⑤の要素によって判断される。

- ①同居の有無
- ②未成年者に対する指導状況
- ③身の回りの世話等の生活状況
- ④生活費の支出等の経済状況
- ⑤未成年に対する諸手続等を行う状況

4 不同意わいせつ等致死傷罪(改正前 強制わいせつ等致死傷罪)

⇒「1. 不同意わいせつ罪」に記載している、【不同意わいせつ罪に問われる場合】の行為によって、被害者が死亡、又は怪我を負った場合に成立する。

5 営利目的等略取罪及び誘拐罪(わいせつ目的の場合)

⇒営利、わいせつ、結婚、又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した場合について成立する。

※標記の罪に規定されるもののうち、わいせつを目的(強姦や強制わいせつ等の姦淫する目的、性風俗関係のサービスに就業させる目的等)として人を略取し、又は誘拐した場合について、届出の対象とする。

6 名誉き損罪(茨城県性暴力の根絶を目指す条例第2条第1項に規定する性暴力の場合)

⇒公然と事実を適示し、人の社会的評価を低下させた場合に成立する。

※以下①～④の構成要件を全て満たすことが必要となる。

- ①公然(不特定または多数の者が直接に認識できる状態)
- ②事実を適示(誹謗中傷や侮辱暴言ではなく、具体的な事実内容を示す)
- ③人の名誉をき損する(企業などの法人や団体を含むが、商品やサービスは含まない)
- ④違法性阻却事由がない(公共の利害に関する事実で、公益を図る目的で、真実であると認める理由がある等)
 - a:「公共性」とは、主として政治家や官僚などの公的な職業の人に関するものだが、判例上は、宗教団体や有名企業の幹部など、社会的な影響力が強い地位の人に関するものも広く認めている。
 - b:「公益を図る目的」とは、政治家のスキャンダルや大手企業の不正、不祥事、その他、一般に、または一定の組織内で広く知らせるべき正当な目的であることをいう。
 - c:「真実相当性がある」とは、真実であると信じるべき正当な理由や根拠があることをいう。

7 侮辱罪(茨城県性暴力の根絶を目指す条例第2条第1項に規定する性暴力の場合)

⇒事実を適示せず、公然と人を侮辱した場合に成立する。

※(6)名誉き損罪の中の①および②が構成要件となる。

8 強盗・不同意性交等及び同致死罪(改正前 強盗・強制性交等及び同致死罪)

⇒強盗の罪および不同意性交等の罪が同一の機会に行われた場合に成立する。

なお、被害者を負傷させた場合については量刑に反映されるが、被害者を死亡させた場合には、強盗・不同意性交等致死罪が成立する。

※以下の①～④のケースで成立する。

- ①強盗の罪(既遂)＋不同意性交等の罪(既遂)
- ②強盗の罪(既遂)＋不同意性交等の罪(未遂)
- ③強盗の罪(未遂)＋不同意性交等の罪(既遂)
- ④強盗の罪(未遂)＋不同意性交等の罪(未遂)

※いずれのケースにおいても成立する。

なお、どちらが先に行われたかは問わない。

9 児童に淫行させる行為

⇒児童福祉法における「児童」は 18 歳未満の男女のことを指し、直接・間接を問わず児童に対して事実上の影響力を及ぼして児童が淫行をなすことを助長し、促進する行為をいう。
なお、「淫行」とは、児童の心身の健全な育成を阻害する恐れがあると認められる性交、又はこれに準ずる性交類似行為をいう。

10 児童ポルノ製造罪

⇒「児童ポルノ」とは、18 歳未満の男女について、写真・電磁的記録にかかる記録媒体などによって、児童の姿態を視覚により認識できる方法で描写したものである。

※以下の①～③の場合に成立する。

- ①児童ポルノを提供する等の目的で、児童ポルノを製造した場合
- ②児童ポルノを提供する等の目的なしに、児童に児童ポルノに該当する姿態をとらせて写真・その他の記録媒体等に描写することにより当該児童にかかる児童ポルノを製造した場合
- ③児童ポルノを提供する等の目的なしに、ひそかに児童ポルノに該当する児童の姿態を写真・その他の記録媒体等に描写することにより当該児童にかかる児童ポルノを製造した場合

11 常習強盗不同意性交等及び同致死罪(改正前 常習強盗強制性交等及び同致死罪)

⇒罪としての成立要件は、「8. 強盗・不同意性交等致死罪」と同一。

本事項に関して、ご不明点等ありましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

茨城県人権啓発推進センター(福祉政策課人権施策推進室)

電話:029-301-3136

メール:koso5@pref.ibaraki.lg.jp